

近世相模川・相模湾水運における須賀村の位置

早田旅人

近世相模川・相模湾水運における須賀村の位置

早田旅人*

はじめに

近世の相模川・相模湾水運は、相模国の流通・経済史上、重要な意味を有するにもかかわらず、不明な点が多く、これらを正面から検討した研究は乏しい。

相模川水運については、寛文四年（一六六四）に相模国津久井県太井村（相模原市緑区）に設置された荒川番所を検討した渡辺和敏の研究が、唯一本格的な研究といえる。⁽¹⁾ 渡辺は、相模川水運が江戸の都市的發展にともなう山稼ぎの展開と表裏して発達し、荒川番所はこれに目を付けた領主により設置され、津久井から船で搬出される物資に課税したと指摘した。しかし、荒川番所は一八世紀半ば以降、流通の変化に対応できなくなり、その領主規制は後退していったという。荒川番所の成立、機能とその変化から相模川水運史が描かれている。

また、相模湾水運については、渡辺京子の研究がその嚆矢である。⁽²⁾ 渡辺は、幕末期の片瀬湊（藤沢市）に出入する船の動向を分析し、片瀬湊の廻船業は一九世紀に始まり、片瀬―浦賀（横須賀市）間を往来したが、その担い手は史料上「漁船」とされる小廻船で、従来から浦賀との間に廻船ルートを持つ須賀村（平塚市）・柳島村（茅ヶ崎市）の廻船業の支障になったと指摘した。渡辺の研究には、在地の新興勢力が既存の流通ルートを相対

化し、新たな商品流通を展開させるというモチーフが背景にある。⁽³⁾

さらに安池尋幸は、相模湾には一七世紀後半から「農間稼ぎとして浦方の廻船稼ぎ」が広範囲に展開し、江戸地廻り小商品は多数の小型船舶により雑多な積み方で輸送されていたこと、その流通経路は須賀・大磯・小田原を主要港湾として各湊同士を結ぶ網の目の如き様相を呈していたことなどを指摘した。⁽⁴⁾

そのほか、相模川・相模湾水運については神奈川県内の自治体史が触れている。『神奈川県史』⁽⁵⁾は、相模湾沿岸海運について「主に相模国山方村々産出の特産物を積出し、返り荷として日用雑貨・肥料等を積み帰るものであった」と述べる。また、相模川水運について、高瀬船の船乗りが廻船問屋方に宿泊する慣行（後述）を紹介するが、高瀬船経営者と廻船問屋との関係には触れていない。『茅ヶ崎市史』⁽⁶⁾と『平塚市史』⁽⁷⁾は、前掲渡辺和敏論文を下敷きに、柳島湊の廻船取り立てが認められる元禄期の争論や、難破船の被害報告からみた廻船の積荷などを紹介し、須賀湊・柳島湊の水運の結節点としての重要性を強調する。『湯河原町史』⁽⁸⁾は、近世前期に衰退した吉浜村（湯河原町）の廻船業が真鶴村（真鶴町）に劣らぬものであったこと、また、享和元年（一八〇一）の鍛冶屋村（湯河原町）名主友右衛門の廻船業の扱い金高を紹介し、廻船業が財を築く有力な手段になったことを

* 平塚市博物館

指摘する。『真鶴町史』⁽⁹⁾は、真鶴村の廻船を検討し、真鶴一帯で産出する石や小田原藩御用米を積んだこと、真鶴村・岩村（真鶴町）には外洋航海も可能な大型廻船が存在したことを指摘する。

以上のように、近世の相模川・相模湾水運史研究は、僅かな研究論文のほかは自治体史による事例紹介にとどまっている。⁽¹⁰⁾そこでは江戸の都市的発展とともに林産物・農産物を相模国外に送り出し、肥料や塩・日用品を相模国内にもたらず輸送路として発展する相模川・相模湾水運、その結節点として繁栄する須賀湊・柳島湊が描かれてきた。しかし、高瀬船・廻船の経営や河岸・湊の運営の実態、それらが形成する地域経済の構造などは、いまだ明らかとはいえず、研究は停滞状況にある。ただ、それは厚木・須賀といった水運の要衝地での度重なる火災・空襲による史料の焼失といった史料的制約によるところが大きい。とはいえ、神奈川県内の自治体史編さん事業が終局を迎えつつあり、それら自治体史編さん事業の成果が総括される今、⁽¹¹⁾近世の相模川・相模湾水運史研究は、それらの成果を総合し、史料の読み直しも含めた新たな研究が要請される段階にあると考える。

そこで、本稿では、その試みの一つとして、上述の先行研究を踏まえ、近世の相模川・相模湾水運の通史的展開を概観するとともに、これまで検討されてこなかった高瀬船や廻船問屋の実態、相互関係を検討し、相模川で結ばれる地域経済の特質の一端を明らかにしたい。

一 近世前期の須賀村・柳嶋村

1 戦国期の須賀

相模川・相模湾水運が文献上、具体的に知られるのは戦国期からである。元亀元年（一五七〇）の小田原北条氏印判状⁽¹²⁾では、麦一三〇俵の須賀か

ら熱海への輸送が須賀の郷代官・船持中に命じられており、この頃からすでに須賀が相模平野の農産物の集散地であったことがうかがえる。また、天正二年（一五七四）正月の印判状⁽¹³⁾では、津久井・七沢（厚木市）からの材木を保管し、船の到着次第にそれらを渡すことが、須賀郷小代官である清田・田中両氏に命じられている。上流の山地から相模川を下り運ばれた材木が、須賀に集積・保管され、海路で輸送されたことが知られる。このように戦国期から相模川・相模湾は物流の経路として利用され、須賀は当時からその結節点として重要な位置を占め、須賀の有力者である清田氏・田中氏は小代官として小田原北条氏に把握されていた。なお、清田・田中両氏は近世には廻船業を営んだ。

2 水運の発展と湊をめぐる葛藤

（一）須賀村と柳島村の争論

近世に入っても、須賀村は水運上の重要な地位を保った。中原代官坪井氏が須賀村を支配していた寛文期（一六六一―一六七二）までは、「西郡・東郡之御城米は須賀舟計積申候⁽¹⁴⁾」といわれている。近世前期の須賀村の廻船は、「西郡・東郡（足柄上郡・足柄下郡、高座郡・鎌倉郡）」の広範囲の幕領年貢米の輸送を一手に担い、須賀村は相模湾岸の海運の中心地であったという。

しかし、かかる須賀村の地位は時代とともに相対化されていった。元禄期になると、須賀村と柳島村（茅ヶ崎市）の間で廻船業の独占をめぐり争論が発生した。発端は、「先年は須賀村之地内ヲ流⁽¹⁵⁾」れていた相模川が、「頃年柳島地内え流寄⁽¹⁵⁾」り、柳島村内の「高百石之地」が相模川の洪水で埋まったことであつた。柳島村はこれを契機に廻船の取り立てを幕府に願ひ出たが、須賀村がこれに反対して争論になったのである。

元禄四年（一六九一）二月、柳島村は幕府に口上書を提出し、寛文七年

の幕府による浦々調査で、柳島村は「網船五艘・海船六艘・水主百余人」と書き上げられたこと、須賀村が積み出しを忌避した穀物を柳島村の廻船が輸送したことなどの実績をあげ、「須賀・柳島合湊」・「須賀・柳島一湊」であることを主張し、柳島村の廻船取り立ての正当性を訴えた。なお、柳島村はこの口上書で、須賀湊と柳島湊が合湊であるにもかかわらず「須賀湊」と呼ばれているのは、田村（平塚市）と一之宮村（寒川町）が運営している相模川の渡しが「一之宮之渡し」と呼ばれているのと同じことだとも述べている。⁽¹⁶⁾

同年五月、幕府は「須賀一村可相定謂無之」として、須賀村とともに馬入の渡しの役を勤めることを条件に、「向後柳嶋村之者も廻船取立」を認める裁許を下した。⁽¹⁷⁾これにより、須賀・柳島両湊での廻船営業が公認されたのである。

須賀村は柳島村の廻船取り立てに反対し、廻船業の独占維持を望んでいた。しかし、これ以前から須賀村の水運上の地位は相対化されつつあった。寛文期まで須賀村が一手に担っていたとされる幕領年貢の輸送は、この争論のあった元禄期までには「内浦金沢領、或は長井之舟出船致、積送申御事」と、武州金沢（横浜市金沢区）や三浦郡長井村（横須賀市）の船も担うようになっていた。その背景には、江戸の都市的發展や相模国内の経済的發展にともなう流通量の増大、それに応じた各地の水運業の発達があったと考えられる。柳島村の廻船取り立ては相模川流路の変化が直接的な契機ではあったが、その前提には相模川・相模湾水運の流通量の増大などの経済的發展があったと考えられる。

（2）柳島村と南湖村の争論

湊争論で廻船取り立てを公認された柳島村であったが、その後、隣村の南湖村（茅ヶ崎市）との間で湊争論が発生した。発端は南湖村の文右衛門

が元禄一三年一二月に押送船一艘を新調し、柳島湊へ入津させたことであった。柳島村は船宿をとらない船の入津は違反であると文右衛門に申し入れたところ、文右衛門が「他国船なみに船宿取度」と願い出たので、柳嶋村の門右衛門を船宿に指定した。しかし、元禄一五年の夏から船宿を取らなくなり、さらに一一月からは南湖村の伝三郎も船を新調し、船宿を取らずに湊に出入りするようになった。柳島村はこれを南湖村へ抗議したが、南湖村は返答せずに大勢で押しかけ、湊に勝手に小屋を建てたとして、一二月、柳島村が幕府へ訴えたのである。⁽¹⁸⁾

翌年正月、南湖村は返答書を幕府に提出した。それによると、慶安二年（二六四九）に発生した柳島村との浦入会争論で、柳島浦は南湖村と入会であるとの裁許が下されたこと、そのため柳島湊は「入相之湊」であり、南湖村の者が船宿を取る必要はないこと、南湖村は漁船を三〇艘所持しており、柳島村に湊を取られたら「運送之便」を失い、漁業ができなくなってしまうことなどを訴えた。⁽²⁰⁾翌年六月、幕府裁許が下った。それによると、慶安二年の裁許は「浦入会」を認めたものであり、「湊入会之証拠」にはならないと南湖村の主張を退けたうえで、南湖村の押送船が柳島村百姓を船宿として柳島湊を往来することが認められた。⁽²¹⁾押送船とは、主に鮮魚を輸送するための船足の速い船で、南湖村は鮮魚輸送の便を求めて柳島湊の利便を望んだと思われる。

これ以前、柳島村は須賀村と「合湊」であることを根拠に廻船の取り立てを願ったが、ここでは南湖村が柳島村との「入会湊」を主張して押送船の出入りを求めた。両村の争論における主張の構造は似ており、南湖村はこの争論において須賀村との争論における柳島村の主張を参考にしたのかもしれない。

以上のように、廻船であれ、押送船であれ、流通・水運の発展・増加と

ともに、湊周辺の村々は水運への関わりを求め、既存の独占的地位を守りたい湊をもつ村との綱引きを顕在化させた。元禄三年の幕府による相模国の湊の調査では、浦賀（横須賀）・上宮田（三浦市）・長井（横須賀市）・秋谷（横須賀市）・小坪（逗子市）・江之島（藤沢市）・須賀の各湊が「七之浦」として書き上げられているにすぎなかったが、天保期には廻船の出入する湊は「七之浦」のほかに一四の湊があり、湊は近世を通じて増加していった。さらに幕末期と思われる史料には、「近來小船数多出来」、これら「小船」に荷物が積まれるため、「大船」への積荷が減り、須賀村・柳島村の「大船」の「船主・水主共迷惑」するという事態がみられる。²³ 流通の発展にともなう湊の増加により、須賀・柳島湊の地位が相対化されるとともに、「小船」による小規模輸送の増加により、須賀村・柳島村の「大船」——とはいっても四〇〇石積が限度であるが——を持つ旧来からの廻船問屋の流通上の地位も相対化されていった。

二 相模川水運の展開

1 相模川の三番所設置にみる水運の発展

近世の相模川には、川を往来する人や荷物を取り調べる関所・番所が三つあった。上流から、諏訪番所（山梨県上野原市）・奥畑番所（相模原市緑区）・荒川番所（相模原市緑区）である。

（1）諏訪番所

諏訪番所は、戦国期に武田氏が小田原北条氏等からの防備のために設置したのが起源とされる。武田氏が滅亡した天正一〇年（一五八二）には、徳川家康が郡内を領した鳥居元忠に、武田時代の通り取り締まるよう申し渡したといわれる。²⁴ この時の番所の所在地など詳細は不明だが、近世初頭

の甲州郡内地方からの相模川による川下げの取り調べは、上野原宿本陣の加藤氏が担っていたという。

その後、寛文年中（一六六一〜一六七二）、谷村藩秋元氏領のころ、諏訪神社の下に番所が建てられたとされるが、宝永四年（一七〇七）に相州との国境付近の台地の東端、境川の近くに移転した。そのため境川番所ともいわれる。諏訪番所は本来、甲州街道を往来する旅人の取り調べが任務であるが、郡内領から出される材木や高瀬船の積荷を検査し、関税ともいえる冥加永を上納させる業務もおこなっていた。なお、その際、荒川番所で「五分一運上」の徴収を防ぐため（二重課税の防止）、諏訪番所を通過した筏や船には「荒川御改所通し手形」を給付した。

（2）奥畑番所

奥畑番所は、税の賦課・徴収ではなく、近隣の鼠坂関所とともに「人改所」として、筏乗りや高瀬船乗りの取り調べを任務とした。その起源は正保四年（一六四七）、谷村藩が郡内からの船・筏の乗員の取り調べを若柳村奥畑（相模原市緑区）の鈴木弥次右衛門らに依頼したこと²⁵にあった。

弥次右衛門らは当初、郡内領からの川下げは「少々之義」という谷村藩の説明を受け、人改め役を引き受けた。しかし、「其以後、筏段々多通」るようになったため負担が増え、代官野村彦太夫へ人改め役の免除を願ったところ、谷村藩より年々五両の礼金を出すことなどを条件に、正式に若柳村で人改め役を勤めることになった。しかし、宝永二年に郡内が谷村藩領から幕領になると、礼金が下付されなくなつたうえ、人改め役の免除も許されなかった。そのため、その後、改め役人の欠勤がしばしば問題となつたが、番所は幕末まで続いた。奥畑番所の設置とその後の経過からは、谷村藩の領主的要請に端を発するものではあるものの、郡内領の経済的發展を背景にした相模川水運の発展がうかがえる。

(3) 荒川番所

荒川番所は寛文四年、津久井地方が幕領から関宿藩領に代わった際に設置され、以後、再び幕領になるが一時を除いて幕末まで続いた。荒川番所の最も重要な役割は「五分一運上」という関税の徴収である。⁽²⁷⁾これは、津久井地方から産出され、相模川を下る諸荷物に公定価格の五分の一にあたる額の税を賦課し、徴収するものである。荒川番所設置の経緯に関する史料は見当たらないが、その背景には明暦の大火（一六五七）を契機とした江戸の都市域の拡大による材木需要の増加にもなった津久井地方の経済的発展があり、関宿藩はそこに着目して番所を設置したと考えられる。

これらの番所設置の動向からは、相模川の水運が近世に入り、流通量を増大させ、領主に人と物資の把握の必要性を感じさせたことがうかがえる。先述の須賀・柳島の湊争論も相模川水運のかかる発達を背景に発生したものであるといえよう。

2 高瀬船と船筏乗り

高瀬船は全長一〇～一五メートル、幅一・五～三メートルほどの大きさで、三トンほどの荷物を運ぶことができる相模川水運の主力を担った川船である。南風が吹く季節には帆を上げて川を遡上することができた。⁽²⁸⁾

高瀬船の所有者は史料上「川船持」と記されるが、その経営実態は不明である。安永七年（一七七八）七月の史料では、高瀬船のある太井村（相模原市緑区）について「津久井県村々より稼出候御運上荷物舟積二仕、渡世二仕来り」とあり、津久井地方から産出される荷物を船積みする運賃で経営していたことがうかがえる（後掲史料1）。また、寛政一一年（一七九九）四月、厚木町（厚木市）の川船持ち伝十郎は、木挽山仕入代金二〇両を須賀村の廻船問屋米屋嘉兵衛から借入した（後掲史料6）。川船持ちが須賀村の廻船問屋から融資された資金で山林を伐採し、その木材など

を自己の船で送りだしていたと思われる。この場合、荷主と川船持ちは同一人物で、川船持ちは山林経営にもかかわっていたことになる（後述）。高瀬船の所有には船の購入と維持に費用がかかるため、高瀬船経営は経済的に上層の人々が関わっていたと思われる。

一方、実際に高瀬船に乗り、相模川を往来した船乗り・筏乗りたちの実態も不明点が多い。文政一一年（一八二八）二月の太井村の取り決めでは、村内の荒川組・北根古屋組・小網組の三集落のうち、「相模川筋相稼候高瀬船之義ハ、荒川組二限り相稼候前々より仕来りニ有之、尤、北根小屋組・小網組両組より稼人足ハ相對を以相雇候得共、船持者荒川組二限り候仕来ニ御座候⁽²⁹⁾」とされている。太井村では高瀬船の経営は荒川組の者しかできなかったが、川船乗りなどの人足は誰でも経営者との相談でなれたようである。次の史料は高瀬船の船乗りたちの実態をうかがううえで興味深い。

史料1

乍恐以書付御願奉申上候

相州津久井県太井村荒川組

組頭丈右衛門倅 八郎右衛門

百性代定右衛門倅 八左衛門

百性伝左衛門倅 友右衛門

同平兵衛倅 乙右衛門

右四人之者共、去ル十月廿七日、御運上荷物高瀬船二而乗下ケ申候

二付、名主六郎兵衛方より同国厚木町清田屋半兵衛方江金子貳両、

右四人之内平兵衛倅乙右衛門江相頼相届遣候所、何れニ仕候哉、右

金子不残遣イ切り罷歸り、漸々村内之者共世話を以金子相調、右之

金子六郎兵衛方へ相渡し相済候、然共、乙右衛門親平兵衛願出候ハ、

当所之義は津久井県村々より稼出候御連上荷物舟積ニ仕、渡世ニ仕来り罷在候、船筏川下ケ荷物江須賀表より為替金荷主方へ通用仕来り候、然ル所、右式両之金子此度遣イ捨、無抛右四人之親共相弁申候、左候而ハ当御年貢ニ手当テ稼仕候金子間違、又候いヶ様之義出来、御年貢御上納之指支ニ相成、村役人一同難義仕候、猶閑ニ仕候而ハ其類後々相増可申候、村役人共何様為申聞候而も中々相用不申体ニ相見へ、無是悲御訴奉申上候、右加判之者共ハ不及申上、村役人一同相願奉申上候、以御慈悲四人之者共御吟味之上、村内相助り、未々困窮不仕候様偏ニ奉願上候、以上

相州津久井県太井村

荒川組

名主 六郎兵衛

組頭 多兵衛

安永七年戊十一月

同 彦右衛門

同 嘉右衛門

同 丈右衛門

江川太郎左衛門様

同 百性代 六右衛門

御役所

同 定右衛門

同 百性 平兵衛

同 伝左衛門

史料2

一札之事

一私共義、去ル十月廿七日、高瀬船ニ而荷物積下ケ乗船仕候ニ付、名主六郎兵衛殿方より厚木町清田屋半兵衛方へ金子式両相届呉候

様、御頼被成候ニ付、右金子請取、厚木町半兵衛方へハ不相届、須賀表へ罷越、不残遣イ捨□金子調立難成罷歸り候所、村方之衆中御世話を以、私共親々より金子指出シ相済候由ニ御座候、然れ共、私共村方之義は舟筏川下ケ第一之場所にて稼商売仕候へハ、右荷物為替金等ハ勿論、登り荷物払方等之金子、惣而村方之者共請取通用仕、是迄無滞相済来候所、此度私共四人、右金不残遣イ捨不埒ニ仕候ニ付、村方稼之障りニ相成、甚不埒之致方ニ付、親共より江戸御役所迄御願被下候様、御役人中迄御頼申上候所、川岸之義者村方大切之事にて稼之障りニ相成候義故、其分ニ難被成、御連印を以御願可被成所、当御番所ニおゐて逸々御吟味之上申訳ケ難立、手鎖組預ケニ被仰付、此節一言之申訳無御座奉誤入候、然ル所、中沢村彦兵衛殿・小あミ源助殿・北根こや磯右衛門殿御世話を以、御番所表ハ不及申、御役人中其外親共方迄も御詫被下、漸々相済忝奉存候、向後若者共寄合・遊び・なくさミ等ハ不及申不埒等不仕候様相慎、農業ハ勿論、稼等随分出精仕、不屈之致方仕間敷候、万一此上右体不埒仕候ハ、此書付を以御訴被成候共、其節一言之申披キ仕間敷候、以上

安永七年戊十一月

八左衛門 (左リ爪)

乙右衛門 (左リ爪)

友右衛門 (左リ爪)

八郎右衛門 (左リ爪)

一右四人之親定右衛門・平兵衛・伝左衛門・丈右衛門義、此度倅共四人不埒仕出、依之願出候事ハ尤ニ相聞候得共、左様之不埒成者共兼而心附異見等差加へ可申所ニ、是迄尚閑ニ致置候段、御尋ニ

預り申訳無御座候、私共御願申出候義ハ筋合不宜金子遣込、其上村方稼之障りニ相成候義故御役所へ御願申上度村方御役人中へ御願申候へハ、尤ニ被思召、江戸御役所へ御訴可被成所、彦兵衛殿・源助殿・磯右衛門殿、私共へ異見被下候は、当時御年貢上納先ニ相成、殊ニ以困窮之私共ゆへ、御勘弁を以御世話被下、村方御役人中御得心之上、其分ニ御差置被下忝奉存候、此已後右体之不埒成義不仕候様、情々為申聞、稼為致可申候、然ル上は御定法之義は不及申、川岸諸定之通り急度為相守可申候、以上

右衛門親 平兵衛^印
八左衛門親 定右衛門^印

八郎右衛門親 丈右衛門^印
友右衛門親 伝左衛門^印

御役人衆中

右之通り御済被下候上は、組内ニて情々為申聞、御定法之通りハ不及申、随分為相守可申候、以上

平兵衛五人組 八郎左衛門^印
丈右衛門五人組 又左衛門^印
伝左衛門五人組 忠左衛門^印
八左衛門五人組 兵左衛門^印^①

安永七年（二七七七）一〇月二七日、太井村荒川組の百姓倅四人が、高瀬船で荷物を川下げする際、名主六郎兵衛は二両を彼らに預け、厚木町の清田屋半兵衛へ届けるように頼んだ。しかし、彼らは「厚木町半兵衛方へハ不相届、須賀表へ罷越、不残遣イ捨」ててしまった。そのため十一月、

彼らの親も含めた荒川組名主村役人らが代官江川太郎左衛門に訴えようとした。ここでは川船乗りは四人とも百姓倅で「若者」とされており、若者が川船乗りを担っていたことがうかがえる。なお、本件の実際の吟味は江戸の役所ではなく、荒川番所でおこなわれたが、親までもが代官に訴えようとしたのは、この事件が単なる横領事件にとどまらず、荒川組全体の高瀬船営業の進退にかかわるからであった。史料2では、荒川組の稼ぎについて「私共村方之義は舟筏川下ヶ第一之場所ニて稼商売仕候へハ、右荷物為替金等ハ勿論、登り荷物払方等之金子、惣而村方之者共請取通用仕、是迄無滞相済来候」と述べている。つまり、高瀬船は物資だけでなく、為替金や荷物の売却代金なども輸送しているというのである。相模川は物資だけでなく、金の道でもあった。それゆえに高瀬船の船乗りには信用が重要で、四人の金子横領事件はその信用を失墜させ、「村方稼之障り」になると懸念されたのである。そのため、船乗りたちの風紀を取り締まる議定類が近世を通じていく度も作成されている。

次の史料は、預り金横領事件が発生する三年前の安永四年閏一二月に作成された、船筏稼ぎについての太井村百姓の請書である。宛所を欠いているが、内容から村役人に宛てて提出されたものと考えられる。

史料3

一札之事

一御 公儀様御法度義、不依何事、急度相慎可申候
一年々被仰渡候船筏諸荷物川下ヶ之節、御番所江申出、諸改ヲ請、川下ヶ可仕候、御改不相済候荷物、決而川下ヶ仕間敷候
一博奕・諸勝負之宿、決而仕間敷候、万一宿仕候者有之、外より御聞及被成候ハ、何様之越度ニ茂可被仰付候

一商売先ニ而博奕・諸勝負仕候者ハ御咎メ被仰付候義、情々被仰渡候
処、猥りニ相成候様御聞及、猶又、此度急度相慎候様、申被渡、承
知仕候、此上不埒之義御聞及被成候ハ、何様之越度ニも可被仰付
候

右之通被仰渡、急度承知仕候、万一不埒之義有之候ハ、被仰立、何
様之越度ニも可被仰付候、以上

太井村百性

長左衛門^④

安永四年未閏十二月

(他四四名略)⁽³²⁾

ここでは四条中、二条が賭博禁止に関わる項目である。特に最終条では
「商売先ニ而博奕・諸勝負」が問題とされている。

また、寛政三年にも太井村荒川組の船筏乗りの議定書が作成された⁽³³⁾。こ
れによれば、「先年ハ高瀬船上下二日ニ罷帰り候処、近年三日宛相懸り、然
処去戌年より、四日より八日・九日と日数相懸」るようになったという。
そのため、逗留先で「運賃ニ而雑用賄不足ニ相成、勿論長々逗留仕候内、
船筏乗身持不埒ニ相成、為替金等遣イ込、甚不埒者出来」するようになった
たという。船筏乗りたちの逗留先は須賀村の廻船問屋であるが（後述）、長
期の逗留が彼らの素行悪化を招き、為替金の使い込みなどの問題発生が懸
念されている。そこで、今後は一〇艘ある高瀬船を「一番より十番迄番船
ニ仕」、かつ、「一番より五番迄、六番より拾番迄、年々二組ニ仕、組限ニ
稼先迄相互ニ吟味仕、若又身持不埒成者出来候歟、或ハ我儘等申者有之候
ハ、組限引請埒明、早速御訴可申上候」と、組ごとの相互監視と問題解
決が定められた。また、筏乗りも五人で一組を作り、高瀬船乗り同様にす
るとしている。さらに、須賀村・柳島村から金を預かって帰る時は、帰宅

する前に受取人に渡すこと、下り船の時に金を預かって送る際は、すぐに
受取人に渡し、受取書をもらって帰ることとされた。そして、もし、問題
が発生したら当人の家財で弁償し、不足分は組で弁償、それでも不足した
らほかの組も割り合つて弁償することなどが定められている。ここでは、
特に川船乗りの須賀・柳島での長逗留と、金の使い込みなどが問題視され
ている。おそらく、史料3にある「商売先ニ而博奕・諸勝負」の「商売先」
とは主に須賀村・柳島村のことで、同所に長逗留して賭博で身を持ち崩し、
顧客の金銭に手をつけることが恐れられていたのであろう。

弘化四年（一八四七）・安政四年（一八五七）にも「船筏議定書」が作成
されたが、ここでも「商売先、又者船筏乗り出先ニ而為替金請取、博奕・
賭之諸勝負等決而仕間敷候」ことが定められている。また、「冬之内、船之
者火鉢持参仕間敷候、若又船中ニ而炭ぬき参り候者有之者、過料錢五百文
宛取可申候」とも定められ、冬に船上の暖を取るために積荷の炭が抜き取
られることが警戒されている⁽³⁴⁾。さらに、安政四年の議定書では筏一枚につ
き二四文を臨時出費などのための積立金とすることが定められ、その帳簿
が作成された⁽³⁵⁾。

高瀬船の船乗り・筏乗りらの長逗留や、逗留先での博奕が一貫して問題
とされているが、その背景には彼らの長逗留を可能にする廻船問屋と川船
乗りとの間の慣行があつた（後述）。

二 相模川・相模湾水運と廻船問屋

1 須賀村・柳島村の廻船問屋

(1) 廻船問屋の経営

須賀村・柳島村の廻船問屋の経営実態も不明な点が多い。天明期に発生

した相模川通りの川船持ちと須賀村の廻船問屋との争論によると(後述)、相模川通りの村々から出荷される荷物は「送り状ヲ以て、須賀浦并柳島え川下ケいたし、相対仕候船主え荷物相送り、其者より請取印形為差出、則請取候者之船居合申候ハ、其者之船え積立可申候⁽³⁶⁾」とある。つまり、廻船問屋は予め契約している荷主から荷物を受け取り、自分の所有する船に載せて目的地に輸送したという。ここから須賀村の廻船問屋は海上輸送の運賃で所得を得ていたことがわかり、その物品ごとの運賃一覧ものこされている。⁽³⁷⁾

しかし、須賀村の廻船問屋米屋嘉兵衛の宝永三年(一七〇六)における財産目録「金銀穀石諸色改帳⁽³⁸⁾」をみると、土蔵内の米・味噌・塩などの諸商品や、貸金などが書き上げられており、米穀商売、酢・味噌の醸造、金融業などを営んでいたことがわかる。また、柳島村の藤間家には、「積問屋」の文言の入った店印のほか、「御茶所」・「白砂糖」の文言の入った店印ものこされており、同家は茶や白砂糖の販売もおこなっていたことがわかる。⁽³⁹⁾ 廻船問屋は廻船業を背景に多角的な経営をおこなっていたことがうかがえる。

なお、須賀村・柳島村の廻船問屋は裕福であったといわれ、先述の米屋嘉兵衛家の宝永三年の財産目録によれば、同家は一六七一兩余の資産を有していた。さらに、須賀村の廻船問屋中村安兵衛家は「赤椀安兵衛」と呼ばれ、銭をお椀で勘定するほど羽振りが良かったとの伝承が同家に伝えられている。ただ、彼らは富者として非常時には窮民へ施行することが望まれた。天保七年(一八三六)十一月、柳島村の廻船問屋藤間家は、天保饑饉による米穀高騰で「民必至と難渋致⁽⁴⁰⁾」しているとして、「村方貧窮之百姓」へ金や麦を施行した。一方、同年七月、大磯宿の穀物商で廻船問屋の川崎屋孫右衛門は、米価高騰に苦しむ宿民の米の値下げ要求に応じず、宿

民により居宅・土蔵が打ちこわされた。⁽⁴¹⁾

(2) 廻船の積荷

廻船にはどのような物資が運ばれたのであろうか。先述の運賃一覧には白炭・薪・丸太・杉板・米などがあげられている。反対に海から廻船で須賀湊・柳島湊に運ばれ、内陸に送られた物資を、厚木町と須賀・柳島廻船仲間の間で取り決められた「上下運賃定⁽⁴²⁾」で見ると、塩や砂糖などの調味料、鰯粕や干鰯などの肥料、莫産や傘、紙といった日用雑貨などがみられる。これは明治三年(一八七〇)に定められたものであり、南京米などの輸入品もみられる。

そのほか、廻船が難破した際の被害報告からも積荷を垣間見ることができる。表1は、嘉永七年(一八五四)十一月の須賀村田中庄兵衛船⁽⁴³⁾(三〇五石積み)が破船した際の破船報告に記載された積荷の一覧である。

表1 嘉永7年(1854)11月須賀村田中庄兵衛船の積荷

荷主	荷物	送り先
松延村源内	年貢米 16 俵	岡部浜之丞
真田村治左衛門	小物成餅米 8 俵	
金目村甚左衛門	年貢米 29 俵	飯田岩治郎
広川村新左衛門	年貢米 21 俵	石原勇之助
田端村忠左衛門	年貢米 3 俵 大豆 1 俵	高木虎治郎
広川村三左衛門	年貢米 3 俵	田中佐重郎
日野屋新太郎	年貢米 1 俵	万屋善兵衛
城所村市郎右衛門	年貢米 14 俵	長田駒太郎
下嶋村万治郎	縄・筵 2 匁	
門沢橋村安兵衛	年貢米 5 俵	長谷川太郎兵衛
豊田村喜右衛門	年貢米 3 俵	京屋伊兵衛
矢名村・城所村・公所村	年貢米 25 俵	高麗春沢
豊田村市左衛門	小麦 100 俵	柏屋七郎右衛門
その他	杭木・真木	

※市川直人家文書No.43 (平塚市博物館寄託) より作成。

年貢納入の時期であることから年貢米が積荷として多くみられる。各領主への年貢米は多くて二九俵、少なくて一俵と少量ずつ運ばれているが、これは破船によるリスク分散のためと思われる。⁽⁴⁴⁾このような少量の年貢米の積荷が多いなかで、豊田村（平塚市）市左衛門を荷主とした柏屋七郎右衛門行きの小麦一〇〇俵が目を書く。柏屋七郎右衛門は、後のキッコーマン株式会社の前身の一つである下総国葛飾郡野田町（千葉県野田市）の醤油醸造家である。相模国から出荷される「相州小麦」は良質な醤油の原料として珍重され、野田の醤油醸造家が大量に買い求めていた。先述の大磯宿川崎屋孫右衛門の打ちこわしの被害のなかにも、同じくキッコーマン株式会社の前身の一つとなる下総国葛飾郡上花輪村（野田市）高梨兵左衛門の小麦五五〇俵があつた。⁽⁴⁵⁾須賀村・柳島村をはじめ、相模湾岸の廻船問屋には大量の穀物が保管されており、万延元年（一八六〇）の柳島村には二〇九二俵もの大豆・小麦などの雑穀が保管されていた。⁽⁴⁶⁾

（3） 浦賀表との取引と決済

万延元年（一八六〇）十一月、関東取締出役は小田原宿から保土ヶ谷宿までの宿々の出願を受けて、片瀬から小田原までの相模湾岸の浦々からの穀類の津留を命じた。⁽⁴⁷⁾これらの宿々は「近年穀類高直、殊ニ物少ニ而難渋仕候」と米穀の払底・高直状態に悩んでいた。そこで、津留により米穀の国外流出を阻止し、その解消をはかったのである。これにより、下総国野田の茂木佐平次（後のキッコーマン株式会社の前身の一つ）や駿府・沼津の商人たちが購入した雑穀の出港が停止され、彼らはその廻送を求める訴えを起こした。また、須賀の商人たちも「殊之外難渋」を訴え、「浦賀并三浦辺へ津出したし度段」を関東取締出役へ願ひ出た。当時、中国大陸で勃発したアロー戦争により、英仏軍が使用する軍馬の飼料として大量の雑穀が横浜から中国に向けて輸出され、このことが相模国の米穀払底の背景

となっていたと考えられる。

ところで、この津留の解除を願った須賀村の願書に、「旧来より浦賀・三浦表商人共より糠・干か・塩之類商内取引仕来、右品々近在村々へ売捌ギ、右代金之代り雑穀類取引候得共、兼而津出し出来不仕候処、右荷物浦賀・三浦表より買付置候ぬか・干か・塩之代金代り、同断差送り不仕候而者、当盆前諸勘定方々差支、甚々難渋至極仕候」と、須賀村商人と浦賀方面との取引の一端が記されている。つまり、須賀村商人は浦賀・三浦方面から糠・干鰯・塩を購入し、これを近在の村々に販売するが、代金の代わりに雑穀を浦賀・三浦方面へ送って決済するので、津留により勘定できず困っているというのである。浦賀方面から送られた肥料で相模平野の穀物が生産され、その現物が決済にあてられていたのである。

2 須賀村・柳島村の廻船問屋と相模川の川船持ち

（1） 天明の「番積」争論

i 争論の発端

須賀村・柳島村の廻船問屋と相模川の川船持ちはいかなる関係にあったのか。その関係をうかがう素材として、天明元（一七八一）〜一八七三年にわたり展開した両者の争論がある。以下、この争論をみていきたい。

天明元年六月、須賀湊の廻船問屋一同が、以後、「諸荷物番積」にするとして次の「定」を荷主中へ通告した。

史料 4

定

一 近年荷物払底二付、船持一同二困窮仕、船渡世難相続、難義至極仕候、依而此度相談之上、諸荷物番積ニ相定メ申候、何卒此段御承知

被下、船手商売相募り候様ニ偏頼上候、勿論、番積仕方之義、左ニ申上候

一会所仕立、世話人相附并舟行事相添、荷物番船へ順々相渡可申候事
一諸荷物為替金之儀、是迄之通り御用立可申候事

一艀川下ケ之義、壹艘ニ付為扶持米白米貳升・錢百文ツ、相渡可申候、
焚出シ宿之处ハ相頼置キ申候事

一小沢・葉山嶋・小倉其外筏之義、前々之通之入用ニ而宿相極候間、
此段御承知被成可被下候事

一荒川炭荷物壹艘ニ付為扶持米白米三升・錢百文ツ、相渡可申候、宿
相極候間、此段御承知被成可被下候事

右之通ニ相定メ申候間、会所へ諸荷物御下ケ可被下候、右相極候上ハ、
当河岸ニ荷物滞り無之、自然と浪立・出水之難も相逃レ候事ニ御座候
得ハ、御承知可被下候、且又日限之義ハ来ル九月朔日より相定メ申候、
以上

須賀浦

舟持 印

会所世話人

天明元

丑ノ六月

十助

次郎右衛門

御荷主中⁽⁴⁸⁾

これによれば、当時は「荷物払底」の不況下で、廻船問屋らは困窮のため九月一日から「番積」にすると通告している。「番積」とは、船に積み込む荷物を廻船問屋一同で順番に割当てることであり、積荷を得られず倒産する廻船問屋の出現を防ぐ意味があった。また、この「定」には「番積」

だけでなく、「諸荷物為替金」は従来通り用立てること、川下げした川船乗り・筏乗りには扶持米や錢を与え、宿泊する宿を決めることも定められている。しかし、これらは裏返して読めば、「前貸仕入金」の用立てはしないこと、川船乗りたちを廻船問屋方に泊めないことを意味し（後述）、川船持ち・荷主らに問題視される。

これに対して、七月、寸沢嵐村・青山村・鳥屋村・与瀬村（以上、相模原市緑区）の川船持ち・荷主一同が「番船ニ相成候てハ荷主迷惑」として訴訟することを申し合わせ、八月に、太井村六郎兵衛・磯部村新兵衛・厚木村藤助が川船持ち惣代として須賀の廻船問屋を代官江川太郎左衛門に訴えた。

史料 5

乍恐以書付願上候

当御支配所

相州津久井県太井村

県内村々惣代

願人 六郎兵衛

大津孫三郎知行所

同州高座郡磯部村

相模川通村々惣代

同 新兵衛

大久保伊豆守領分

同州愛甲郡厚木村

右同断

同 藤助

当御支配所

同国大住郡須賀浦

相手 船持 彦八

同 同 与平治

同 同 忠二郎

同 同 平吉

同 同 甚兵衛

同 同 藤七

右願人六郎兵衛・新兵衛・藤助奉申上候、相模川通り村々より差出シ候諸荷物之儀、右須賀浦え相下ケ、船主相對仕、先規より荷物積入、江戸廻し仕来申候処、此度右船持共私共方え相届ケ候は、当九月朔日より右村え会所相立、荷物請取、番船にて積讀、尤荷物下り候は、荷高応シ為替金少々之儀は用立、船乗り候者えは一夜泊り候程、米三升二錢百文ヅ、相渡シ別宿ニ為仕、雨天等之節逗留仕候は、川船乗り入用を以逗留仕候積り、此度新法ニ須賀浦相談を以相定メ候由申聞候、左候ては荷主川船乗り共殊之外難義仕候ニ付、其段奉申上候、

津久井県村々之儀は、稼荷物五分一御運上差上須賀浦え差出シ、其外相模川通村々より川下ケ仕候諸荷物之儀も須賀浦船持共之内え相對を以、丈夫成船え荷物積入、廻船仕候所、番船積ニ相成候ては、古船にも荷物積入候様相成、大風雨之節は海上甚無心元奉存候、船乗り悪敷船ニ積入候ては、荷物龜末ニ相成、荷主難義至極仕候、殊ニ困窮之村々ニ御座候ニ付、稼山等仕入仕候節は、須賀村船主共之内、相對いたし、仕入金等借り請、出情次第荷物川下ニ仕来り申候処、番船積ニ罷成、荷もつ出高二応シ為替金等借り請候様相成候ては、稼山前貸仕入金等差支ニ相成候ニ付、荷物出高も薄ク相成、第一五分一御運上も相減シ候様罷成候義、歴然ニ奉存候、且亦、

川船乗り共儀ハ、是迄須賀浦え荷物積下ケ候節ハ、相對仕候船主方ニ雨天之節ハ無雜用ニて逗留仕、天氣宜節其日歸り仕候砌ハ、扶持米として三升宛請取罷歸り申候、少々之以賃錢乗下り渡世ニ仕候処、雨天等之砌り手前入用を以須賀村ニ逗留仕候様相成候てハ、却て難義ニ罷成候ニ付、自然と川船乗下り候者も無之様罷成、津出シ差支ニ相成候間、是迄之通船持相對ニ被仰付候様仕度奉願上候、尤此度船持共一同仕番船ニ仕候趣は実ハ船持同心之筋にハ不奉存候間、何卒須賀浦船持共被召出御吟味之上新法を相止メ、前々仕来り之通被仰付被下置候様奉願上候、尚亦委細之儀は御尋之節口上を以可奉申上候、已上

当御支配所

相州津久井県太井村

県内村々惣代

六郎兵衛

大津孫三郎知行所

相州高座郡磯部村

新兵衛

大久保伊豆守領分

同国愛甲郡厚木村

藤助

江川太郎左衛門様

御役所⁵⁰⁾

訴状には、川船持ちや荷主が「番積」に反対する理由が次のように示されている。①従来、荷主は廻船問屋と相對で決めた丈夫な廻船を選んで荷物を積み入れてきたが、番積Ⅱ「番船」になると「古船」に荷物を積まれ

るようになり不安である。また、船乗りの質が悪い船に積まれると荷物が粗末に扱われかねず難儀である。②稼山を仕入れる際は須賀の廻船問屋と相対で仕入金金を借りてきたが、番積になったら稼山の「前貸仕入金」に差支え、荷物の出高も減少する（番積と前貸仕入金の関係については後述）。③従来、川船乗りが須賀浦へ荷物を積み下げた時、雨天時は廻船問屋方に無償で逗留し、好天でその日帰りの際は扶持米として三升を受け取って帰っていた。しかし、「別宿」にされて一泊ほどの費用と米銭しか与えられず、雨天時に自費で逗留するようになっては難儀である、の三点であった。また、「番積」は須賀の廻船問屋のすべてが「同心之筋」ではなく、廻船問屋を呼び出して取り調べてほしいと訴えている。

なお、川船持ちちは「番積」の通告を受けて、須賀村の廻船問屋との取引をやめ、柳島村の廻船へ積荷を送ろうとしたが、柳島村では「須賀より被相頼候」として受け取ってくれなかったという⁽⁵²⁾。

これに対して須賀村の廻船問屋らは、年貢米や御用木などは従来も番積してきたこと、近年、廻船問屋は困窮で倒産が多く、馬入の渡の定助船役も勤められないこと、番船の方が効率よく荷物を輸送できることなどをあげて反論したが、九月に内済が成立した。その内容は、①相模川で下される荷物は相対で決めた廻船問屋へ送ること。ただし、行司の取りはからいで居合わせた船に積み込み、遅滞なく輸送する。②川船乗りはこれまで廻船問屋に泊まっていたが、以後は「別宿」とする。③翌日が雨天で逗留する時は、米二升と銭五十文を支給するが、次の日以降は船番人一人を残して「別宿」に泊り、船乗りは帰ること、などというものであった⁽⁵³⁾。

ii 二度目の争論

しかし、翌天明二年六月、小倉・小沢・葉山島・磯部・厚木・岡田・酒井・門沢橋・倉見・一之宮・田村・四之宮・荒川の各村川船持ちちは、須賀

浦が内済内容を実行しないとして再度の訴訟を起こした⁽⁵³⁾。

彼らによれば、須賀の廻船問屋らが内済に違反して「荷物亀末二相成二付、江戸問屋仕切等直段至て下直二相成」り、川船乗りも廻船問屋方に泊まれず「別宿」になったため「外村々より木銭等高直二取、万事不自由」になったという。なお、川船乗りについては、「少々之以賃銭乗り下ヶ渡世二仕候処、雨天等之砌り手前以入用須賀浦ニ逗留仕、入用等余慶相懸り候二付、川船乗り水主之者無之ニ付、増賃等仕候得は荷物ハ下直二相成猶々引当二相成り不申」とも述べられている。廻船問屋による川船乗りの待遇引き下げが、川船乗りの担い手の減少をもたらし、かといって彼らの賃金を上げれば、積荷の値段を下げざるを得なくなり、川船持ち・荷主の採算が取れなくなることが訴えられている。

また、昨年十一月に番船で荷物が積まれた「不丈夫」な船が難破し、「荷主損失」となったことを挙げ、「相対仕候船」へ積み入れれば、廻船問屋は「諸荷物請取申度望有之故、荷物大切」にし、番人を付け、「手船え早々積入候得は、荷物亀末二不相成」と訴えている。さらに二月二〇日に江戸八丁堀の大坂屋庄三郎から送られた藍玉の紛失事件が発生した際には、須賀役人は家探しなどの吟味をしてくれなかったと不満をもらしている。総じて「番積」になったことで、廻船問屋が個々の荷物に責任を負わなくなり、その結果、荷物の扱いが粗末になっていると訴えられている。

さらに、「番積二仕候故、稼山前貸仕入金等ハ一向貸し不申、殊之外差支二相成候、為替金至て不足二付、商売人等相仕廻」となってしまうこと、高瀬船も「荷物出申、其上船入用余慶二相懸り候二付、難持統船数減少」してしまふことの危惧も述べられている。すなわち、須賀の廻船問屋は荷主に金を前貸しし、荷主はその資金で山稼ぎをおこない、そこで産出された林産物は融資元の廻船問屋の船で出荷することになっていた（後述）。こ

れには廻船問屋にとって積荷が確保できるメリットがあったが、番積になると、廻船問屋は自分が融資した荷物を必ずしも自分の船に積めるとは限らなくなり、資金融資のメリットがなくなる。そのため、廻船問屋は稼山仕入金の融資を渋るようになる。このことが、相模川流域の金回りを悪くし、荷物を減少させ、高瀬船経営を困難にし、船役永や五分一運上などの租税の減少にもつながると危惧されている。そこで川船持ちちは、番積と川船乗りの待遇引き下げの撤回を求め、それにより「荷主船持は不及申、杣・木挽き船乗り等迄相助か」と主張する。

iii 三度目の争論

川船持ちちらの二度目の争論の吟味は、須賀村が「彼是申紛レ」たとして納得できるものではなかったようで、その後、川船持ちちは勘定奉行への駆込訴をおこなった。天明二年一月に勘定奉行へ提出した「相模川通り拾五ヶ村惣代」の太井村六郎兵衛・小倉村富治の訴状によれば、須賀が内済を破ったため、荷物の扱いが粗末になり、須賀・柳島で同時に出した荷物が同時に江戸についても須賀船の荷物の方が格別に安くなったという。そのため川船持ちちらの主張に須賀村が不承知なら、柳島村へ荷物を送りたいと願っている。⁽⁵⁴⁾なお、この年は荷物の減少のため、太井村・小倉村両村で七艘の高瀬船が潰れたという。実際に天明三年の「高瀬船潰レ高書上帳」⁽⁵⁵⁾によれば、「荷物出高相減候ニ付造作出来兼、難持続相潰レ申候」として六艘の廃船が届けられ、結果、天明二年に一五艘あつた太井村の高瀬船は九艘に減少した。

天明三年三月、川船持ち一統は改めて勘定奉行に訴状を出した。⁽⁵⁶⁾この訴状ではこれまでに主張された争点が改めて訴えられた。また、番積により廻船問屋が前貸仕入金を融通してくれなくなったことについて、諸商人が減少し、杣・木挽らも困窮して年貢未進や諸運上の減少につながると主張

し、「二村之益ヲ以多ク之村々を困窮為致」、「誠ニ須賀浦之者共番船ニ仕候者全ク私欲」として、須賀村を非を強調している。

六月、須賀村が反論の返答書を作成した。⁽⁵⁷⁾それによれば、①以前から川船乗りに扶持米を支給することはなかったのだが、「近来、川船乗り共須賀浦二数日逗留仕」、その日帰りの者も扶持米に差支え難義しているというので仕方なく扶持米を貸し渡してきた。しかし、「自然と定式に可請取ものに相心得」、清算もせずに川船乗りが「逗留中は無雑用ニて船持方罷有」り、その日帰りの者には米三升を受け取ってきたなど偽りを述べている。②相對積みで特定の船に輸送すると、その船が出港していた場合は帰帆まで荷物を湊や川辺に放置することになり、流失の危険があるので番積にすべきである。③番積が五分一運上に支障をきたすといっているが、五分一運上を上納している村は訴訟する村々一五ヶ村のうち津久井県の三ヶ村に過ぎない。④須賀浦で荷物を粗末にされるといいうが、荷物を粗末にすると廻船問屋の損失になるので粗末にあつかうはずがない、ことなどが主張されている。

この訴訟も、翌月に内済となった。その内容は、①行司の取計いはやめ、荷物は相對した廻船問屋へ渡し、その船へ積み込む。もし、船が居合わせなかったら、どの船へ積もうと廻船問屋次第で、このとき荷主は異議を挟まない。②為替は荷高にに応じて積み込んだ船主より渡す。仕入金も相對で貸す。③川船乗りは荷物を渡した廻船問屋方へ泊る。④その日帰りを川船乗り・筏乗りへは扶持米・木銭を出船地にに応じて支給する。津久井の者は大風雨で帰れないときは翌日一日まで廻船問屋方へ逗留できるが、以降の逗留は自費。磯部より川下の者は日帰りが原則だが、仕方なく逗留する際は当日逗留し、翌日が大風雨なら翌日も逗留できるが、以降の逗留は自費。⑤荷物を柳島村の廻船に積もうが荷主次第、運賃も扶持米も須賀村

同様である、というものであった。⁽⁵⁸⁾

以上が争論の顛末である。結果として番積が撤回され、川船乗りの廻船問屋方逗留も認められており、一定の制限が設けられたものの、川船持ち・荷主らの主張が通ったといえよう。この争論の前提には「近年荷物払底」という天明期における水運の不況があった。この不況の背景は不明だが、須賀の廻船問屋たちは、これを番積や川船乗りへの待遇の切下げ、相模川上流の荷主への資金融資を減らすことなどで乗り越えようとしたと思われる。しかし、それにより太井村の高瀬船は六艘が廃船に追い込まれ、さらに、そのしわ寄せが上流の諸商人・杣・木挽など諸生業を営む人々や相模川通りの経済全体へ及ぶことが懸念された。須賀村・柳島村と津久井地方の山間の村々・相模川通りの経済は相模川を通して結びついていたのである。

(2) 川船持ち・川船乗りにとつての廻船問屋の意味

さて、「番積」争論を通して注目できるのは、須賀村の廻船問屋の動向が、相模川通りや津久井地方の経済を大きく進退すると意識されていたことである。そのため、須賀村による番積は「一村之益ヲ以、多ク之村々を困窮為致」、「私欲」であると批判された。この意識の前提となっているのが、須賀村の廻船問屋による荷主らへの山稼仕入金の融通である。すなわち、荷主は相対した廻船問屋から資金融資を受けて材木伐採などの山稼ぎをおこなっていたのであり、廻船問屋は単に川下げされた荷物を運んだだけでなく、上流の山稼ぎ―杣や木挽など―の生業を資金的に支えていたのである。

そのことは次の史料からもうかがうことができる。

史料 6

覚

一金式拾両也

右者、此度挽木山仕入山代金三拾五両之内、借用申所実正也、返済之義ハ、江戸問屋大野屋庄九郎殿荷物内金二而御受取可被下候、右山荷物之義、不残貴殿へ積下ケ可申候、御都合宜被遊、早速江戸着仕候様奉願入候、為念一札如斯ニ御座候、以上

寛政十一年

厚木町

未七月六日

伝十郎⁽⁵⁹⁾

米屋嘉兵衛殿⁽⁶⁰⁾

この史料は、寛政十一年（一七九九）七月、厚木町の内山伝重郎が、須賀の廻船問屋米屋嘉兵衛から、木挽山仕入代金を借用した際の証文である。伝重郎は、米屋嘉兵衛から資金融資を受けて材木事業を行い、そこで産出した材木を江戸の大野屋庄九郎に売却した。米屋嘉兵衛への返済は、大野屋庄九郎からの売却代金のうちから済ますとしている。ここで、注目すべきは伝重郎が米屋嘉兵衛からの資金融資で材木事業を展開していることと、「右山荷物之義、不残貴殿へ積下ケ可申候」とあるように、資金融資を受けて産出した材木は、全て融資元の米屋嘉兵衛へ送るとしていることである。つまり、米屋嘉兵衛は伝重郎へ融資することで、江戸へ送る積荷を確保しているのである。米屋嘉兵衛は江戸で荷物と引き換えに大野屋庄九郎から代金を受取り、代金から融資金の返済を引いた額を伝重郎へ渡したのである。なお、伝重郎は川船持ちでもあった。⁽⁶⁰⁾ 番積争論の訴訟人の肩書はみな「川船持」であったが、彼らは同時に「荷主」でもあった。

それゆえ彼らは訴訟で水運業者としてのみでなく、荷主・材木事業者の立場としても番積の問題を指摘しえたのである。さらに、幕末の元治二年（一八六五）のことであるが、伝重郎家が津久井県若柳村奥畑の弥次右衛門へ山代金を融資している事例も確認できる。⁽⁶¹⁾ 時期は隔たっているが、伝重郎家は、須賀村の廻船問屋から山代金の融資を受けて自ら山林事業を営んでいたとともに、津久井への山代金の融資もしていたのである。伝重郎家の経営実態やその変遷は不明なため、これ以上の追究はできないが、相模川を軸とした廻船問屋や高瀬船経営者らによる山林事業への融資の存在は注目できる。

さて、上流の生業を支えた須賀の廻船問屋の資金であるが、その性格についても不明点が多い。しかし、次の史料はそれを考えるうえで興味深い。

史料7

乍恐以書付奉願上候

一日本橋通三町目三郎兵衛、当御支配所津久井県荒川番所下川端江荷物積送問屋相建立申度段願上、則右積送り問屋より望之者江為替金利息付ニ而貸付可申由申聞候得共、此儀前々より須賀浦并江戸問屋共より為替金荷物高二応し無利足ニ而借請、其上破船又者焼失等有之候而も、右為替金返金之沙汰ニ不及、右之振合ニ而願人承知候哉、亦者諸荷物荒川より川下ヶ致候節荷物積送問屋之儀申之、此方問屋場江荷物引請、夫より積下可致杯と申候歟、又者口錢相応ニ差出候様申始末ニ而者甚荷主共一統迷惑仕候、其外荷物久保沢辺八王子宿江附出候節、問屋場所江も無断抜売致候杯と申儀、決而無之様何れニも荷物積送問屋と申銘目ニ而冥加永上納之儀ニ而者幾々百姓難儀ニも相成可申哉ニ存候、右之趣ニ而者御請印之儀者、乍恐難成奉存候、一体新規之儀可成儀候

ハ、此儀幾重ニも御免成被下置候様、奉願上候、以上

文化十一年戊午五月

当御支配所相州津久井県左之村々
青の原村 名主 源之丞
(他一五名略)⁽⁶²⁾

宛所を欠いているが、江川太郎左衛門代官所へ提出した願書の案文と考えられる。文化十一年（一八一四）、日本橋通り三丁目三郎兵衛が、荒川番所の下に荷物積送問屋を建て、希望者への利息付き為替金の貸付けを願った際、津久井の村々は「須賀浦并江戸問屋共より為替金荷物高二応し無利足ニ而借請、其上破船又者焼失等有之候而も、右為替金返金之沙汰ニ不及、右之振合ニ而願人承知候哉」と問いかけ、反対した。さらなる検討を要するが、須賀の廻船問屋は津久井県村々の荷主にかなり有利な条件で資金融資をおこなっていたことがうかがえる。運賃積みで経営する廻船問屋にとって、たとえ無利息あるいは低利でも山稼ぎ資金を融資して荷物を出させることは、積荷の確保につながる経営上意味のあることだったと思われる。

一方、川船乗りにとって廻船問屋はいかなる意味を持っていたのであるうか。番積争論からは、須賀村の廻船問屋が彼らに宿を提供したり、扶持米を支給するなど、川船乗りや筏乗りを優遇する慣行があったことがうかがえる。この慣行は、川船持ちからは川船乗りを確保するうえで必要な手当と意識されていた。しかし、太井村からも須賀村の廻船問屋からも問題視された川船乗りらの須賀村での長逗留は、この慣行が前提となつて可能になったと思われる。川船乗りの議定書にみられる「先年ハ高瀬船上下二日ニ罷帰り候処、近年三日宛相懸り、然処去戌年より、四日より八日・九日と日数相懸」という記述や、須賀村の廻船問屋らが告発する「近來、川船乗り共須賀浦ニ数日逗留仕」、「逗留中は無難用ニて船持方罷有」とい

う川船乗りの姿からは、彼らが何かと理由をつけて廻船問屋方で長逗留をしていたであろう実態がうかがえる。そして、このような安価な長逗留が可能であり、客の金を預かっていたこともあって、逗留先での博奕などの不祥事も発生しやすくなったと思われる。

(3) 須賀村とその周辺

近世の須賀村の様子を知る史料も乏しい。『新編相模国風土記稿』によれば、天保期の須賀村の家数は四五二軒で、平塚宿（二八九軒）と平塚新宿（二一九軒）を合わせた家数をも凌ぐ現平塚市域最大の集落であり、漁船三三艘（海士船一五艘・地曳船一七艘）を持つ漁村でもあった。⁽⁶³⁾

元禄一七年（一七〇五）四月、前年の南関東大地震による被害の復旧を幕府に訴えた須賀村の願書では、「当村之儀、廻船之助成を以て千人余之者渡世送り申候⁽⁶⁴⁾」と記され、廻船業関連で二千人余が生活を営んでいたという。廻船問屋や船乗り、穀物商・材木商やその従業員、港湾労働者など、多くの廻船関連業に従事する人々が須賀村には暮らしていたと思われる。さらに、船宿には他国から来た廻船の船乗り、甲州・津久井からの川船乗りなどが宿泊しており、須賀村・柳島村には物資や金だけでなく、多様な地域から来た人々とともに彼らがもたらす様々な情報も集まっていたと思われる。

彼らのうち川船乗りなかに須賀村の廻船問屋を船宿として長逗留し、博奕に身を染め、客から預かった金を使い込む者もいたであろうが（前述）、廻船の船乗りのなかにも問題を起こす者がいた。文政一二年（一八二九）一月二八日夜、駿河国柳津城越村（静岡県焼津市城之腰）十兵衛船の水主二人が、船宿である須賀村の廻船問屋浦田村右衛門を「酒狂之上」、負傷させた。怪我は重傷であったため、村右衛門は出訴し検使を願い出て、水主らの国元の主人にも掛け合いに及ぶところであった。しかし、

怪我が快方に向かい、須賀村の商人たちの仲裁もあって村右衛門は出訴せず、十兵衛船の船頭・水主が詫状を提出することで一件は落着いた。⁽⁶⁵⁾ この事件が実際に「酒狂」から発生したかは不明である。しかし、多くの廻船・川船の船乗りたちが逗留し、また、廻船業や漁業その関連産業に従事する多様な人々が住む「消費都市」としての須賀村には、酒や博奕などさまざまな誘惑もあったであろうし、そこでは船乗りたちによるトラブルもしばしば発生したであろう。安永七年（一七七八）に預り金を使い込んだ太井村の高瀬船乗りも、使い込んだ場所は目的地の厚木町ではなく、須賀村であった（前述）。須賀村には近隣の農村や宿場とはまた違った魅力があったと思われる。

また、廻船問屋は穀物商をはじめ様々な商売をおこなっており（前述）、湊には多くの物資が集積されていた。万延元年（一八六八）一〇月の柳島村には、大豆・小麦・大麦等合わせて二〇九二俵の穀物が集積されていた。⁽⁶⁶⁾ 須賀村での物資集積量は不明だが、宝永三年（一七〇六）二月の米屋嘉兵衛家には、米一三七俵・麦一四二俵・大豆一〇三俵・塩六一俵等の物資があり、須賀村にも大量の物資が集積されていたことがうかがわれる。⁽⁶⁷⁾

なお、年代は不明だが、須賀村の浦田村右衛門は、沼津宿（沼津市）勝又重三郎へ送る大豆一五〇俵・小麦三〇〇俵を馬入村（平塚市）の安藤豊吉に預けていた。⁽⁶⁸⁾ また、文久元年（一八六一）三月には、沼津宿の勝又重三郎が、馬入村幸七より購入した大豆四〇〇俵・小麦四〇〇俵が津出されないと訴える事件が起きた。⁽⁶⁹⁾ さらに、馬入村の伝四郎が津久井の村から材木を購入したことを示す史料も残っている。⁽⁷⁰⁾ 馬入村には相模川沿いに「蔵邸^{くらしや}」という小字があり、そこには「上流からの物資を荷揚げし収納した蔵があった」といわれている。⁽⁷¹⁾ これらから、相模川河口の物資の集散地としての機能は、須賀村だけでなく、その背後にある馬入村など周辺地域

も含めて考える必要がある。

おわりに

戦国期から記録の残る相模川水運は、近世以降、江戸の都市的發展とともに江戸地廻り経済の一環として発展した。本稿はその展開を跡付けるとともに、従来、検討されることのなかった川船乗りと廻船問屋の実態の一端を明らかにした。その結果、これも従来、指摘されることのなかった相模川水運の金の道としての性格、相模川を軸に金融で結ばれた経済圏の存在を明らかにすることができた。最後にこれらをまとめ、今後の課題を指摘して本稿を結びたい。

まず、水運の担い手である川船乗りであるが、彼らは物資輸送とともに代金や為替金なども客から預かり運んでいた。そのため彼らには信用が重視され、彼らの綱紀肅正をはかる議定書類がいく度も作成された。しかし、そのこと自体が示すように、川船乗りによる金の使い込み事件はしばしば発生した。その用途には議定書類が重ねて禁止を唱えている博奕が多かったと思われる。また、彼らの非行の背景として、彼らの須賀村での長逗留が問題視されていた。彼らの長逗留を可能にしたのは、彼らを廻船問屋方に無賃で逗留させる慣行であった。これは雨天時や夜間に帰ることができない彼らへの手当であったが、何かと理由をつけて長逗留をするようになったのであろう。須賀村での彼らの手元には客から預かった金があり、長期逗留も可能であったことで、博奕などの誘惑に負ける危険もあったと思われる。

一方、廻船問屋も物資を運ぶだけでなく多角的な経営を営んでおり、彼らが担った金融的役割は流域の経済に重要な意味を持った。廻船問屋は上

流の荷主に金を融通し、荷主はそれを元手に山稼ぎをおこない、材木や炭などの荷物を送りだした。この荷主は高瀬船経営者であることもあり、彼らは水運業だけでなく、須賀の廻船問屋から融資を受ける山林事業者でもあった。廻船問屋が融資する資金が山林事業に投下され、杣・木挽き・高瀬船・諸商人らの生活・経営を支えていたのである。また、さらなる検討を要するが、廻船問屋が融資する資金は無利息ともいわれ、借主に有利なものであったが、廻船問屋にとつては積荷の確保というメリットがあった。相模川上流の山間地域と河口の廻船問屋との間には、このような経済的金融的な関係が形成されており、相模川が結ぶ流域経済圏とでもいうべき関係が成り立っていたのである。さらに、その金融の核は、廻船問屋だけでなく川船持ちがなる場合もあった。

ただ、以上の実態は、本稿で検討できた一八世紀後半から一九世紀前半にかけての事象の一端にすぎず、その前後の状況は不明である。須賀村の廻船や太井村の高瀬船の数は時期によって増減しており、その背景にある景気変動や流通構造の変化も不明である。高瀬船・廻船問屋の経営実態もいまだ不明で、史料の発掘も含め、課題は山積している。

最後に、本稿で触れられなかった問題の一つに文化がある。柳島村の廻船問屋藤間家の藤間柳庵（一八〇一〜一八八三）は、数多くの著作や筆跡を遺した在村文人として知られる。また、ペリー来航以後の相模湾近海の異国船情報や開港場の様子なども精力的に記録しているが、廻船業を営むゆえにその関心は一際大きかったと思われる。彼の文化活動や記録活動の背景には、廻船業により得た富や知識、情報・文化ネットワークがあったと想定され、廻船が生んだ文化として分析を深めていく必要がある。また、現在、須賀村における文化活動は特に知られていないが、須賀村の廻船問屋らによる文化活動の存在も当然に想定でき、これらの発掘も課題と

なろう。

註

(1) 渡辺和敏「相模川水運における荒川番所の性格」『神奈川県史研究』三一、一九七六年。

(2) 渡辺京子「幕末期片瀬港における商品流通について」『藤沢市文書館紀要』一、一九七五年。

(3) なお、渡辺は「片瀬村御用留」(東京大学法制史資料室蔵、藤沢市史編さん委員会編『藤沢市史 第二巻 資料編』近世編第三No.一二一～一七四)を分析し、浦賀の船が干鰯や塩などの物資を「国元」から片瀬湊へ荷揚げすると記された史料について、この「国元」を物資の生産地ととらえ、在方商人と浦賀問屋との結合による江戸の特権商を排除した「国元」(生産地)と片瀬(消費地)との直接的な流通ルートの出現と指摘した。しかし、史料では、たとえば「国元」から積んだ塩を片瀬に荷揚げした浦賀の船が、「国元へ罷帰り候」と記されていることから『藤沢市史 第二巻 資料編』近世編第三No.一五など、この史料における「国元」とは、たとえば赤穂や斉田などの製塩地ではなく、浦賀の船の「国元」＝浦賀を示していると考えられる。

(4) 安池尋幸『日本近世の地域社会と海域』(巖南堂書店、一九九四年)。

(5) 神奈川県民部県史編集室編『神奈川県史 通史編3 近世(2)』第五章第三節(川名登執筆、神奈川県、一九八三年)。

(6) 茅ヶ崎市編『茅ヶ崎市史 4 通史編』近世第三章(渡辺和敏執筆、茅ヶ崎市、一九八一年)。

(7) 平塚市編『平塚市史 9 通史編 古代・中世・近世』第二編第三章第四節(土井浩執筆、平塚市、一九九〇年)。

(8) 湯河原町史編さん委員会編『湯河原町史 第三巻通史編』第二章第三節第四項(内田哲夫執筆、湯河原町、一九八七年)。

(9) 『真鶴町史 通史編』第三編第三章第四節(土井浩執筆、真鶴町、一九九五年)。

(10) そのほか、相模川・相模湾水運に言及した自治体史として、相模原市史編さん委員会編『相模原市史 第二巻』第二章第四節(座間美都治執筆、相模原市、一九六七年)・藤沢市史編さん委員会編『藤沢市史 第五巻通史編』第二章第二節第五項(木村礎執筆、藤沢市、一九七四年)・二宮町編『二宮町史』第四編第三章第一節第四項(土井浩執筆、一九九四年、二宮町)・城山町編『城山町史 6 通史編近世』(白川重敏執筆、城山町、一九九七年)・綾瀬市編『綾瀬市史 6 通史編中世・近世』第二編第三章第二節第五項(西川武臣執筆、綾瀬市、一九九九年)・相模湖町史編さん委員会編『相模湖町史 歴史編』第二編第二章第四節(井口鐵介執筆、相模湖町、二〇〇一年)・大磯町編『大

磯町史 6 通史編古代・中世・近世』第三章第四節第五項(土井浩執筆、大磯町、二〇〇四年)がある。自治体史以外の成果としては、杉山久吉「相模川の高瀬船と帆掛船」(平塚市教育委員会、一九六一年)・杉山久吉「相模川の船」(平塚市教育委員会、一九七三年)・平塚市博物館編『平塚市博物館資料No. 11 相模川の魚と漁―相模川流域漁撈習俗調査報告書―』(平塚市教育委員会、一九七八年)・進藤文夫「相模川の渡船 附舟運と筏流し」(一九七九年)・二見修次「二宮の海の路と海運」『ふるさと再発見』二、一九九九年)・平塚市博物館「山と海を結ぶ道―相模川・相模湾の水運―」『早田旅人執筆、平塚市博物館、二〇〇九年)・西川武臣「近世の相模川・相模湾水運―津久井・須賀・柳島・神奈川―」(『平塚市博物館研究報告自然と文化』三三、二〇一〇年)・西川武臣「小麦と大豆をめぐる流通とネットワーク―東京湾・相模湾の湊と醤油や味噌の醸造地帯―」『交通史研究』七六、二〇一二年)などがある。

(11) 神奈川県内の近世史分野の自治体史編さんの経緯と成果、その総括的評価については、関東近世史研究会企画例会「関東近世史研究と自治体史編纂 第一回 神奈川県」『関東近世史研究』六八、二〇一〇年)の諸論考に詳しい。

(12) 平塚市編『平塚市史 1 資料編 古代・中世』(平塚市、一九八五年) No. 一一一。

(13) 『平塚市史 1 資料編 古代・中世』No. 一二六。

(14) 茅ヶ崎市編『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』(茅ヶ崎市、一九七七年) No. 一〇一。

(15) 『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一〇一・一〇二。

(16) 『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一〇一。

(17) 『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一〇二。

(18) 『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一〇一。

(19) 『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一〇六。

(20) 『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一〇七。

(21) 『茅ヶ崎市史 1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一〇八。

(22) 『平塚市史 9 通史編 古代・中世・近世』第二編第三章第四節。

(23) 厚木市教育委員会教育総務部文化財保護課文化財保護係編『厚木市史 近世資料編(6) 村むらと生活』一厚木と相模川(厚木市、二〇一一年) No. 一一一。

(24) 蘆田伊人編『新編相模国風土記稿 第二巻』三五八頁(雄山閣、一九九八年)。(25) 以下、本項の記述は、上野原町誌編纂委員会編『上野原町誌 下』第七編第一章第三節・第七節(甲陽書房、一九七五年)による。

(26) 神奈川県立公文書館所蔵若柳村文書No. 二・四。

(27) 前掲註(1) 渡辺論文

(28) 平塚市博物館編『平塚市博物館資料No. 11 相模川の魚と漁―相模川流域漁撈習俗調査報告書―』(平塚市教育委員会、一九七八年)。

- (29) 津久井町史編集委員会編『津久井町史 資料編近世2』(相模原市、二〇一一年) No. 一一一。
- (30) 県史写真製本角田昌保氏所蔵資料二四「乍恐以書付御願奉申上候」(神奈川県立公文書館蔵)。
- (31) 角田家文書状交通(河川) No. 一一一。
- (32) 『津久井町史 資料編近世2』No. 九八。
- (33) 神奈川県企画調査部県史編集室編『神奈川県史 資料編9 近世(6)』(神奈川県、一九七四年) No. 二九一。
- (34) 県史写真製本角田昌保氏所蔵資料一五「船筏議定書」(神奈川県立公文書館蔵)。
- (35) 『津久井町史 資料編近世2』No. 一一四。
- (36) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 九一。
- (37) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 九一。
- (38) 杉山重行家文書No. 一一一(平塚市博物館寄託)。
- (39) 平塚市博物館『山と海を結ぶ道―相模川・相模湾の水運―』(早田旅人執筆、平塚市博物館、二〇〇九年) 三七頁。
- (40) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』近世編No. 一一九。
- (41) 大磯町編『大磯町史6 通史編古代・中世・近世』第三章八節第三項(土井浩執筆、大磯町、二〇〇四年)。
- (42) 厚木市秘書部市史編さん室編『厚木市史 近世資料編(2) 村落1』(厚木市、一九九三年) No. 一三八。
- (43) 市川直人家文書No. 四三(平塚市博物館寄託)。
- (44) 文政七年(一八二四)の大住郡北金目村(平塚市)の議定書には、第一条に「御地頭所様御年貢廻米之義、船老艘二付、米廿五俵限り積送り可申候事」とある。次の条には、年貢米を積んだ船の破船時の取り決めに領主に伺いの上決定することが定められており、両条文とも年貢廻米のリスクに関連したものと考えられる。一艘につき二五俵までとの廻米量制限には、破船時の被害を限定する意図がある(『平塚市史3 資料編近世2』No. 九二・『平塚市史9 通史編古代・中世・近世』第二編第三章第四節)。
- (45) 佐々井信太郎編『二宮尊徳全集』二〇巻(二宮尊徳偉業宣揚会、一九二九年) 八頁。
- (46) 藤間家文書No. 三二九。
- (47) 以下、本項の記述は、県史写真製本浦田公氏所蔵資料三・一A「御用留」(神奈川県立公文書館蔵)による。なお、この津留については、拙稿「幕末期相模国中央部の経済と社会―相模湾の津留政策をめぐって―」(開港期の相武地域史研究会編『横浜開港150周年記念シンポジウム 地域から考える横浜開港報告書』東海大学文学部歴史学科日本史専攻、二〇一〇年) 参照。
- (48) 県史写真製本角田昌保氏所蔵資料二四「定」(神奈川県立公文書館蔵)。

- (49) 角田家文書状交通(河川) No. 一一三。
- (50) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』No. 八六。
- (51) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』No. 八八。
- (52) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』No. 八七。
- (53) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』No. 八八。
- (54) 『神奈川県史 資料編9 近世(6)』(神奈川県、一九七四年) No. 二八八。なお、柳島村で足りない廻船は、川船持ちちらで仕立てることも構想された(角田家文書状交通(河川) No. 二二三)。
- (55) 県史写真製本角田昌保氏所蔵資料一七「高瀬船潰レ書上帳」(神奈川県立公文書館蔵)。
- (56) 県史写真製本角田昌保氏所蔵資料二四「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(神奈川県立公文書館蔵)。
- (57) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』No. 九〇。
- (58) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』No. 九一。
- (59) 『厚木市史 近世資料編(6) 村むらと生活』一厚木と相模川No. 一一二。
- (60) 『茅ヶ崎市史1 資料編(上) 古代・中世・近世』No. 八九に「川船持」として「厚木村伝重郎」として名を連ねている。また、『厚木市史 近世資料編(2) 村落1』No. 二二〇の嘉永元年(一八四八)八月の濟口証文では、伝重郎家は「先祖代より艀三艘所持仕船渡世罷在」と述べている。
- (61) 『厚木市史 近世資料編(6) 村むらと生活』一厚木と相模川No. 一一七。
- (62) 『津久井町史 資料編近世2』No. 一一〇。
- (63) 『新編相模国風土記稿 第二巻』三三七頁。
- (64) 平塚市編『平塚市史2 資料編 近世(1)』(平塚市、一九八二年) No. 二一。
- (65) 浦田弘家文書A―二五。なお、浦田弘家文書については、拙稿「史料紹介 相模国大住郡須賀村廻船関係史料―浦田弘家文書」(『平塚市博物館研究報告 自然と文化』三三三、二〇二〇年) 参照。
- (66) 藤間家文書No. 三二九。
- (67) 杉山重行家文書No. 一二(平塚市博物館寄託)。
- (68) 浦田弘家文書A―六四。前掲註(65) 拙稿参照。
- (69) 県史写真製本浦田公氏所蔵資料三・一A「御用留」(神奈川県立公文書館蔵)。
- (70) 相模国津久井県若柳村(相模湖町) 鈴木家文書奥畑番所五一「覚(材木代・川下ヶ賃等二付)」(神奈川県立公文書館蔵)。
- (71) 馬入の歴史再発見事業活動委員会編『馬入の歴史』(馬入の歴史再発見事業活動委員会、二〇〇八年)。
- (72) 前掲註(1) 渡辺論文第6表・『平塚市史9 通史編 古代・中世・近世』第二編第三章第四節表一四。
- (73) 『茅ヶ崎市史4 通史編』近世第七章第二節(三浦俊明執筆)。